

令和 3年(2021年) 9月28日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市職員倫理審査会

会長 荒川 雅行



不当要求行為に該当するかどうかを判断し難い事案について (答申)

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第12条第3項の規定に基づき、令和3年6月3日付で本審査会に諮問されました「不当要求行為に該当するかどうかを判断し難い事案について」に関し、慎重に審議を重ね、結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

(写)
答 申 書

姫路市職員倫理審査会

1 姫路市職員倫理審査会の結論

姫路市職員倫理審査会（以下「当倫理審査会」という。）は、姫路市長から諮問のあった事案について、対象市議の行為に、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（平成26年姫路市条例第2号。以下「職員倫理条例」という。）第2条第4号に規定される不当要求行為に該当する行為があったとして取り扱うべきものであると判断する。

2 事案について

(1) 諮問のあった事案の取扱いについて

姫路市長から諮問のあった事案2件について、不当要求行為等に係る記録票兼報告書を確認したところ、令和3年1月27日及び同年2月16日に行われた要望等に係る記録であった。いずれも市等が主催するイベントに関する要望等であり、当倫理審査会が姫路市長から諮問を受けた後、報道により同一人による要望等であることが公知の事実となっていたことから、同一人による継続的な一連の要望等として取り扱うこととした。

(2) 事案の詳細

令和3年1月25日、市等が主催するイベント（以下「市等主催イベント」という。）の実施について公表をした。

同月27日、市等主催イベントが開催されることを知った対象市議から文化国際課長宛に電話連絡が入った。その時は、電話による連絡であったため、対応した職員は文化国際課長（以下「課長」という。）のみであった。

対象市議からの要望等の内容は、同一会場で開催が予定されている市等主催イベントと民間事業者が主催するイベント（以下「事業者イベント」という。）の開催日程が近接していることに対する苦情であった。

対象市議から市等主催イベントを開催する理由を問われた課長がその趣旨を説明したところ、対象市議は説明に納得せず、課長に対して市等主催イベントを中止するよう求めた。

課長が要求を断ると、対象市議は、市等主催イベントに事業者イベントを組み入れて開催するよう、新たな要求を課長に行った。

課長がその要求も断ると、対象市議は、当該民間事業者は自らと個人的な関係があることに言及した上で、同一会場において、事業者イベントと近接する日程で市がイベントを開催することは納得できないと主張した。

さらに、議会でも問題として取り上げなければいけない旨の発言をし、市等主催イベントの企画内容を説明する文書を対象市議に提出するよう課長に求めた。

令和3年2月16日、対象市議は電話により、過日行われた当該民間事業者と姫路市長との面談について、面談内容を記録した文書の提出を課長に求めた。

その際、対象市議は課長に対し、「首を洗っとるんやろうな。」などと挑発的な言

葉を発した。

3 当倫理審査会の判断

当倫理審査会は、職員倫理条例第13条に基づき設置され、同条例第1条に掲げられた「要望等に対して職員が採るべき措置について必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の遂行を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保すること」の目的を実現すべく、「市長の諮問に基づき、要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、意見を述べること」をその職務の一つとするものである（同条例第14条第1項第4号）。当倫理審査会の審査にあたって、当倫理審査会各委員には、いうまでもなく、「職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をする」ことが求められている（同条例第13条第3項）。以上の観点から、当倫理審査会は、一方の主張に偏ることなく公平、公正な判断となるよう留意した上で、全体的に考察した結果、以下のとおり判断するものである。

不当要求行為（職員倫理条例第2条第4号）該当性について

令和3年1月27日、対象市議は職員（課長）との電話でのやり取りの中で、「ほんなもんやめんかい、ほんなら。」などと、職員（課長）を威迫し困惑させる威圧的言動等により、市等主催イベントを中止するよう求めた。

この行為は、威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動であるとともに、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為である。

また、「(事業者イベント)もやね、(市等主催イベント)に組み入れてくれたらえんちゃうんかい。」「ほな(市等)がすることにしたらええんちゃうん。こんなもん、どないでもなるやんか。」「この(民間事業者)のこのまあちょっとアレンジしてこうさせるとかね、してもらうとかね。やり方は色々あるんちゃうん。」「(民間事業者)とまあ色々、日頃からあのお世話になっているところの立場からすればいうことやで。おかしい思うで。いやこれは、もうちょっと次の議会でもちょっと言わなあかんと思うわ。」などと、特定の民間事業者に対して、正当な理由なく、特に有利な取扱いを求める内容の発言を繰り返すとともに、市議会において問題として取り上げられることを示唆した。

このような行為は、市民全体の代表として市全体の利益を考えるべき立場にある市議会議員としての正当な行為であるとは言い難く、また、市議会において問題として取り上げる旨の発言をすることにより、職員（課長）の行為にあたかも問題があったかのような印象を与え、職員（課長）に対して心理的な圧力を加える行為であると言える。

さらに、令和3年2月16日、対象市議は職員（課長）との電話でのやり取りの中で、「あんたは市長に怒られたやろ。首を洗っとるんやろうな。」と、職員（課長）を威迫し困惑させる社会的相当性を逸脱する内容の発言を行うとともに、新た

な文書を当該市議に提出するよう要求した。

この際の発言は、職員（課長）の行為に問題があったと一方的に決め付けるとともに、その責めによる人事異動について言及したものと考えられ、職員（課長）に対して心理的な圧力を加えることを目的とした発言であると解することができる。

以上のことから、当倫理審査会は、本事案について、職員倫理条例第2条第4号ア（「暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為」を指す。）、同号オ（「正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為」）及び同号カ（「その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為」を指す。）に掲げる行為に該当する行為があったと認めるものである。

4 結論

以上、当倫理審査会は「1 姫路市職員倫理審査会の結論」のとおり判断した。

なお、諮問のあった事案について審議をするに当たり、職員（課長）及び対象市議による不適切と思われる行為が以下のとおり見受けられたので付言する。

対象市議は、令和3年1月27日の職員（課長）とのやり取りにおいて、市等主催イベントの詳細について、市議会議員活動の一環であるとして、議会事務局長を通じて職員（課長）に回答を求めており、職員（課長）はこれに応じ、対象市議が要求する内容を記載した回答書を作成し、議会事務局長へ提出している。

国会においては、国会法第74条の規定に基づき、各議院の議員が内閣に対して、議長の承認を得た上で質問を行うことができる（質問主意書による質問制度）。

ところで、地方議会においては、議員個人に対する質問権（調査権）は、地方自治法上認められておらず、対象市議の要求に応じた職員（課長）の対応は、義務として行われたものではなく、あくまでも、市議会議員活動に対する任意の協力であると考えられる。

しかしながら、対象市議は、提出を受けた回答書を市議会議員活動のために純粋に使用したものとは考えにくい。

このことは、特定の民間事業者が対象市議から当該回答書を受け取ったとして、後日、その写しを添付し、市に対して要望を行っていることから明らかである。

実質的には特定の民間事業者に交付する目的であったと推認される行為であって、このような行為は、市議としての正当な権利行使を装った特定の者への便宜供与であると考えられることから、姫路市議会議員政治倫理条例（平成24年姫路市条例第43号）第3条に定める政治倫理基準に抵触する可能性がある行為であると思料される。

このような不適切と思われる運用が行われることがないよう、運用の見直し等の改善が必要であることを職員倫理条例第14条第1項第3号の規定に基づき、意見として申し添える。

(参考)

審議の経過

年 月 日	経 過
令和3年 6月3日	諮問日
令和3年 6月22日	姫路市職員倫理審査会開催（審議1日目）
令和3年 7月21日	姫路市職員倫理審査会開催（審議2日目）
令和3年 8月18日	姫路市職員倫理審査会開催（審議3日目）
令和3年 9月28日	答申

姫路市職員倫理審査会

会 長 荒川 雅行 （関西学院大学法科大学院教授）

副会長 太田 悠子 （弁護士）

委 員 岩田 稔恵 （姫路市連合婦人会長）

委 員 大野 幸一 （姫路市連合自治会長）

委 員 世良 日一 （公認会計士・税理士）

（敬称略・委員にあつては五十音順）